

## 2. 発言要旨

(進行：寺島課長)

### 【委嘱状交付式】

- 1 開式
- 2 委嘱状交付（保坂市長より委嘱状交付）
- 3 市長あいさつ（保坂市長から）
- 4 閉式

### 【第1回審議会】

- 1 開会  
(下水道課長から)  
当審議会では主に、下水道使用料に関する事、下水道受益者負担金に関する事、融資制度に関する事、この3つについて審議いただくが、必要がある場合は、それ以外の案件についても審議していただくこともある。  
また、「甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づいて、原則公開となる。
- 2 委員紹介  
当会議の前に、「甲斐市都市計画審議会」を開催している。  
都市計画審議会と下水道審議会の委員が同一であり、委員からも繰り返しになるとの意見も出たため、委員紹介は割愛とした。
- 3 職員紹介  
所管の職員の紹介
- 4 会長選任  
審議委員からの推挙がなかったため、事務局案として山口委員の選任を提案した。  
→承認されました。(山口委員が会長に選任されました)
- 5 職務代理選任  
(以降、会長が議長)  
山口会長から、中村委員を指定した。  
→中村委員が承諾した。  
→承認されました。(中村委員が職務代理に選任されました)
- 6 会長あいさつ（山口会長から）
- 7 案件  
(1) 地域再生計画及び社会資本総合整備計画の事後評価について  
議事開始  
議長：議題1について事務局からの説明を求める。  
下水道施設係長：  
(1) 地域再生計画について

地域再生法の交付金制度で、内閣府の認定を受けて汚水処理施設整備交付金として公共下水道事業と浄化槽事業を対象として、概ね5年間の計画に対して事業費の半分が交付となる。この計画の達成状況について、計画期間終了後に事後評価をすると、地域再生基盤強化交付金に係る基本大綱に定められており、今回、甲斐市公共下水道事業審議会で報告する。

## (2) 社会資本総合整備計画について

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体が行う社会資本の整備や、取組を支援することにより、生活環境の保全、開発並びに居住、生活の安定確保及び向上を図ることを目的として、地方公共団体が作成した防災安全交付金事業の下水道事業計画に対しての事業費の半分が交付金となる事業である。この社会資本総合整備計画についても、計画期間終了後には下水道審議委員会に報告することとなっている。

両計画とも事後評価の報告となるが、甲斐市下水道事業整備率 69.5%の整備推進と、下水道地震対策事業の推進のための審議会への報告である。

〈詳細説明〉

### 【資料】地域再生計画（地方創生汚水処理施設整備推進交付金事業）

甲斐市では、平成20年度から、地域再生計画、地方創生汚水処理施設整備交付金を活用して、公共下水道事業と、合併浄化槽事業を進めている。この計画は2期目となる。この交付金は事業費の50%の補助により、下水道の本管工事を進めるために活用されているが、この交付金は、計画期間終了に事後評価を行うこととなっているので、事業の実現状況を報告する。

まず、計画の名称は、甲斐市“かい”水環境向上計画となり、平成25年度から平成30年度の6年間で事業を実施した。通常は5年間であるが、最終30年度は、山梨県及び内閣府と協議して、1年間の事業延期申請により、6年間となった。（敷島台地区の整備継続のため）

計画の目標は、豊かな自然環境ときれいな水を未来の子供たちに残すため、さらに汚水処理施設整備事業を推進し、甲斐市の水環境の向上を目指す計画である。

計画の達成状況は、生活排水クリーン処理率の向上で、基準値を85.2%として、92.5%まで向上する計画に対して、平成30年度末の実績値は89%となっている。

平成27年度に環境課の所管する合併浄化槽設置基数の見直しにより3,446基が減数した。この数値の影響で89%と目標値を下回る結果となったが、この減数が無ければ93.5%となっていた。

下水道接続率の向上は、平成23年度現在の接続率は74.4%（15,602個の設置個数のうち11,612個の利用個数）から、現在83.4%（平成30年度末現在18,274個の設置個数のうち15,237個の利用個数）と向上している。目標値は85%に向上となっているが、毎年整備地域の追加を行う中で、接続率を向上している。

なお、平成23年度現在の汚水柵設置個数を固定（15,602個）して、平成23年度以前に

供用開始した接続数を加えていくと、86%以上となる。

次に定住人口の確保、人口減少率の抑制だが、平成 23 年度末人口 74,025 人から平成 30 年の末人口 75,467 人となり 1,442 人増加している状況で、定住人口増加した。

次に北部地域主要河川の水質保全（貢川、亀沢川、坊沢川、東川、六反川）だが、年 2 回の検査により、どちらか 1 回が上回る箇所が、貢川、坊沢川、東川であったが、亀沢川、六反川は、水質が保たれ、全体的にもほぼ横ばい状態であることから、水質保全は保たれていると判断できる。

この調査項目は、下水道事業だけでなく、浄化槽事業も同時に進行していくための、目標設定となっている。内閣府認定の地域再生計画については、平成 30 年度に連続した継続の認定ができないとのことから、令和元年度からは、社会資本整備総合交付金事業で、下水道事業の普及促進を図っている。

2 枚目は、国に報告する様式、3 枚目は、この 6 年間で整備した地域である。主に竜王地区は、竜王新町地区、敷島地区は、敷島台地区、双葉地区は龍地地区の整備を進めてきた。

今後も快適な住環境の整備のため下水道区域の、未普及地域の解消を、交付金を有効に活用する中で下水道事業を推進していく。

#### 【資料】社会資本総合整備計画(防災・安全)

甲斐市では、平成 22 年度から下水道施設の耐震化工事を行っている。耐震工事の内容は、マンホールの浮上防止対策及びマンホールと管路の接続部の可とう化を行っており、最終的に避難所にマンホールトイレの設置をする。この耐震の事後評価も 2 回目である。

この事業も、国の交付金である社会資本整備交付金「防災・安全交付金」を活用し、事業費の 50%の補助を受けて実施している。

この交付金も、計画期間終了の翌年度までに事後評価を行うこととなっているので、事業の実現状況を報告する。

まず計画の名称は、「甲斐市における地震対策の推進（防災・安全）」である。

計画の期間は、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間となっている。

計画の目標は、「下水道整備を行い、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。」となっている。

計画の達成状況は、重要な管渠の地震対策を平成 27 年度末の耐震化実施率 43.2%を平成 30 年度末で 48.3%に増加する計画となり、竜王玉幡中学校の避難経路のマンホール浮上防止を 7 箇所、マンホールの接続部可とう化を 34 箇所行った。また、敷島南小学校の避難経路のマンホール浮上防止とマンホールの接手部可とう化を 10 箇所実施して目標値の 48.3%となった。

また、平成 29 年度には敷島、敷島南小学校に 5 基、双葉西小学校に 7 基のマンホールトイレを設置し、平成 30 年度に広域避難所の竜王、玉幡中学校に 7 基のマンホールトイレの設置を行った。甲斐市下水道 BCP（業務継続計画）の策定と、次期、総合地震対策計画(第

2期)の計画策定をした。

今後の予定は、液状化の危険性のある避難所経路の耐震化を図り、災害時に使用することができるマンホールトイレの設置を令和5年度に竜王西小学校と、双葉中学校の2施設に順次設置する予定である。

その他の資料は、5枚目、6枚目が社会資本総合整備計画の事後評価シートである。これは、国への報告書である。

7枚目が耐震対策実施済みの箇所で、敷島南小学校、双葉西小学校、玉幡中学校のマンホールトイレと耐震対策箇所図である。

以上が、社会資本総合整備計画（防災・安全）の事業についての説明及び報告となる。意見等あれば、お願いしたい。

**委員：**接続率は100%にならないか。

**下水道施設係長：**接続率の向上については、各戸訪問などで個別対応している。接続しない理由は、高齢化・接続資金の捻出が厳しいなどの理由で、下水道接続への意識はあるものの接続できていないのが現状である。徐々に接続率は上がっている。

**委員：**行政としてはどのように対応していくのか。

**下水道課長：**接続しない世帯には、個別通知や接続強化月間で訪問などを行っている。そのような事を地道に続けていき、接続してもらえよう努力する。

**委員：**宅内工事の距離が長くお金がかかる家も接続している。未接続の家があるのは平等ではないので、やはり接続すべき。そうするには、行政の指導が必要である。

**下水道課長：**一軒でも多く接続してもらえよう、努力していく。

**委員：**商工会で「住まいの応援団」という事業がある。住宅に不備がある時に、業者が見積もりをして、金融機関とも連携し、着手しやすい環境を提供している。その中に下水道接続工事を組み込んでどうか。

**下水道課長：**商工会の組織内にある「管工事組合」と連携した中で、未接続の家に訪問などしている。この取り組みについても、強化していく。

**委員：**未接続の理由として資金が用意できないことがあげられる。金融機関と連携して、容易に接続工事が行えれば、接続率の向上につながるのではないか。

**下水道課長：**今後も協力をお願いしたい。

**委員：**避難所のマンホールトイレとは、具体的にどのようなものか。

**下水道施設係長：**避難人数100人に対して一基のマンホールトイレを設置している。マンホールトイレは、学校のプールの水を使用している。マンホール内に水を溜めて、定期的に弁を上げることで本管に流れる。マンホールの上に直接トイレを設置するため、汲み取り等も必要なく、においもあまり気になることはない。また、車いす用のトイレも設置できるようになっている。順次、避難所にはマンホールトイレを設置していく。

**委員：**国へ提出するのは、事後評価調書か。

**下水道施設係長**：両計画とも、事後評価書を提出する。

**委員**：承知した。

**下水道課長**：地域再生計画は、下水道本管工事の補助金を受け取るために必要な計画である。社会資本総合整備計画は、本管の耐震化工事の補助金を受け取るために必要な計画である。両計画とも、事後評価を行うのがルールとなっている。マンホールトイレを設置するためには、本管の耐震化が必要となる。下流の耐震化工事を終えてから、避難所にマンホールトイレを設置していく計画である。

議事終了

8 その他

(事務局から)

9 閉会（午後4時20分終了）